13	大塚邦子	えん、側女たち	1,000	1,000
14	高山幸久	拾	1,000	1,000
15	渡辺紀子	みね	500	500
16	三戸部スエ	すぎ	500	500
17	荻野尋	秀忠	500	500
18	富塚大介	鶴松	500	500
19	石田英二	前野兵庫助	500	500
20	山岸あき子	千姫	500	500
21	舟川紀子	侍女	1,000	1,000
22	岩田純子	侍女	1,000	1,000
23	山崎朋子	侍女	1,000	1,000
24	光永マヤ	侍女たち	1,000	1,000
25	吉田美由利	侍女	500	500
26	佐藤知多子	千種の侍女	500	500
27	中川ゆきみ	侍女	500	500
28	小笠原まり子	侍女	1,000	1,000
29	藤悦子	侍女	500	500
30	野村智恵子	侍女	500	500
31	川越晶水	侍女	500	500
32	北構みな子	側室たち	500	500
33	長井一美	側室たち	500	500
34	由利健二	足軽、近習	1,000	1,000
35	丸橋和重	足軽	1,000	1,000
36	新田登志朗	足軽	1,000	1,000
37	永井明	足軽	500	500
38	佐野哲也	医者	500	500
39	吉岡高夫	近習	500	500
40	大木裕司	近習	500	500
41	山口一	近習	500	500
42	中田良二	近習	500	500
43	内田ポッポ	近習	500	500
44	山崎文也	従者	500	500
45	佐藤文紀	従者	500	500
46	島田法子	城下の人々	500	500
47	小柳全弘	近習	1,000	1,000
48	横川美智雄	近習	500	500
49	佐藤謙次	近習	500	500
50	前川直生	近習	500	500
51	大前田武	武士	1,000	1,000
52	大阪憲	武士	1,000	1,000
53	谷口芳明	武士	500	500
54	加藤新二	明使	500	500
55	土方弘	門番	500	500
		計	48,000	48,000

○文化庁告示第五十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演等の利用について平成三十年二月二十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年六月四日　文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演等が行われた作品名、実演家等の氏名及び実演等の補償金の額　サウンドロゴ「♪しんきんバンク♪」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都中央区八重洲一丁目三番七号　一般社団法人全国信用金庫協会（会長　佐藤浩二）

三　利用方法

①　当該実演が固定された本件サウンドロゴのレコードをリマスタリングの上、申請者の新たなテレビコマーシャル用映像に複製（録音）し、テレビ局をして全国放送を行うとともに、当該コマーシャルを申請者のウェブサイトその他のウェブサイトにおいて、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、録音）する。

②　①により本件サウンドロゴのレコードを、申請者の会員である各信用金庫が当該レコードを自己のテレビコマーシャル用映像に複製（録音）し、テレビ局をして放送を行うとともに、各コマーシャルを各信用金庫のウェブサイトその他のウェブサイトにおいて、利用者の求めに応じていつでも送信できる状態（送信可能化、録音）する。

四　補償金の総額　①及び②　五〇〇、〇〇〇円（内訳は別表参照）